

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月13日

【四半期会計期間】 第58期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 株式会社サンドラッグ

【英訳名】 SUNDRUG CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 貞方 宏司

【本店の所在の場所】 東京都府中市若松町一丁目38番地の1

【電話番号】 042(369)6211(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 多田 直樹

【最寄りの連絡場所】 東京都府中市若松町一丁目38番地の1

【電話番号】 042(369)6211(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 多田 直樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第57期 第2四半期 連結累計期間	第58期 第2四半期 連結累計期間	第57期
会計期間		自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高	(百万円)	316,821	316,459	617,769
経常利益	(百万円)	20,085	20,110	37,159
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	13,532	13,478	23,692
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	13,482	13,501	23,590
純資産額	(百万円)	180,685	196,354	186,822
総資産額	(百万円)	279,682	294,753	284,276
1株当たり四半期(当期) 純利益	(円)	115.76	115.30	202.67
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	115.76	115.29	202.67
自己資本比率	(%)	64.6	66.6	65.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	21,943	18,825	32,274
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,462	7,522	13,950
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,856	3,973	7,863
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	82,864	88,028	80,699

回次		第57期 第2四半期 連結会計期間	第58期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	59.79	54.98

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間（2020年4月1日～2020年9月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う各国の行動制限からの世界景気の急速な悪化の影響を受けるとともに、国内においても、政府の緊急事態宣言発出以降、社会・経済活動が大きく制限され、企業収益や雇用情勢が悪化し、消費マインドの下振れなど、極めて厳しい状況となりました。5月下旬に緊急事態宣言が解除されたものの、感染再拡大に加えて「令和2年7月豪雨」災害もあり、景気回復にはかなりの時間を要するものと想定され、先行き不透明な状況のまま推移いたしました。

当業界におきましては、マスク・消毒液などの新型コロナウイルス感染症予防対策商品や食料品・日用品などの巣ごもり消費需要の増加はあったものの、入国制限によるインバウンド需要の消失並びに同業他社との出店競争やM&Aの大型化など、経営環境は一層厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社グループにおいては、お客様や従業員の安全・安心を最優先に、営業時間短縮や販促自粛及び店舗内感染防止策、体調管理徹底並びに時差出勤、在宅勤務・オンライン会議やデスクパネル設置等感染拡大防止に努めながら営業活動を行いました。

また、引き続き「安心・信頼・便利の提供」をキーワードに、専門性を一層高め、お客様に必要なかつ期待される質の高い出店、品揃えの強化、サービスレベルの向上、食料品やECの販売強化及びプライベートブランド商品の拡充・開発などに取り組むとともに、店舗や物流の運営において、IT・デジタル化等活用した一層の効率化による「ローコストオペレーション」を推進いたしました。

なお、完全子会社の㈱サンドラッグファーマシーズを2020年4月1日付で吸収合併し、効率化を図りました。

当第2四半期連結累計期間の当社グループ全体の出店などの状況は、23店舗を新規出店いたしました。また、38店舗で改装を行い、6店舗（フランチャイズ3店舗を含む）を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末の当社グループ全体の店舗数は、ドラッグストア事業885店舗（直営店695店舗、㈱星光堂薬局68店舗、㈱サンドラッグプラス61店舗、フランチャイズ店61店舗）、ディスカウントストア事業300店舗（ダイレックス㈱300店舗）の合計1,185店舗となりました。

当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高3,164億59百万円（前年同期比0.1%減）、営業利益196億71百万円（同0.7%減）、経常利益201億10百万円（同0.1%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益134億78百万円（同0.4%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

<ドラッグストア事業>

ドラッグストア事業は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴ない、マスク・消毒液などの感染症予防対策商品や食料品・日用品などの巣ごもり消費需要の増加により郊外店舗は順調に推移したものの、インバウンド需要の消失、在宅勤務や外出自粛などライフスタイルの変化による駅前店舗の客数減少、夏場の天候不順による季節商品の不振、また、昨年の消費税増税前の駆け込み特需の反動減などにより、売上高が前年同期を下回りました。経費面につきましては、チラシなどの販売促進自粛、キャッシュレス決済拡大やセミセルフレジ導入の推進など生産性向上を図り、経費削減に努めました。

なお、ドラッグストア事業の出店などの状況は、14店舗を新規出店し、32店舗を改装したほか、5店舗（フランチャイズ3店舗を含む）を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、ドラッグストア事業の売上高は2,102億46百万円（前年同期比5.1%減）、営業利益は135億46百万円（同11.0%減）となりました。

<ディスカウントストア事業>

ディスカウントストア事業は、昨年の消費増税前駆け込み特需の反動減はあったものの、ドラッグストア事業同様、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、マスク・消毒液などの感染症予防対策商品や巣ごもり消費による食料品・日用品などの需要が大幅に増加し、大型店舗（生鮮食料品取扱い店舗）を中心に好調に推移したことなどにより売上高が前年同期を上回りました。経費面では、ドラッグストア事業同様、チラシなどの販売促進自粛、キャッシュレス決済拡大やセミセルフレジ導入の推進など生産性向上を図り、経費削減に努めました。

なお、ディスカウントストア事業の出店などの状況は、9店舗を新規出店し、6店舗を改装したほか、1店舗を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、ディスカウントストア事業の売上高は1,275億38百万円（前年同期比10.2%増）、営業利益は61億35百万円（同33.8%増）となり、増収・増益となりました。

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ104億76百万円増加し、2,947億53百万円となりました。主な要因は、現金及び預金の増加等によるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ9億44百万円増加し、983億99百万円となりました。主な要因は、その他流動負債（未払消費税等）の増加等によるものであります。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ95億31百万円増加し、1,963億54百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ73億29百万円増加し、880億28百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、前年同期に比べ31億18百万円減少し、188億25百万円（前年同期比14.2%減）となりました。これは主に、仕入債務が前年同期に比べ減少したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、前年同期に比べ20億60百万円増加し、75億22百万円（前年同期比37.7%増）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が前年同期に比べ増加したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、前年同期に比べ1億16百万円増加し、39億73百万円（前年同期比3.0%増）となりました。これは主に、配当金の支払額が前年同期に比べ増加したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第2四半期連結累計期間において、変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	536,000,000
計	536,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	119,331,184	119,331,184	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	119,331,184	119,331,184		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2020年7月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個)	36 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2
新株予約権の行使期間	2020年8月13日～2050年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,863 資本組入額 1,432 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5・6

新株予約権証券の発行時(2020年7月27日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割(普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式(普通株式の無償割当の比率は、自己株式には割当が生じないことを前提として算定した比率とする。)により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後割当株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記の他、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で調整する。

また、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2. 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる額とする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が競合他社（当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。）の役員または顧問等に就任または就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。

1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

新株予約者が（ ）重大な法令に違反した場合、（ ）当社の定款に違反した場合または（ ）取締役を解任された場合には行使できないものとする。

新株予約権者が、新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする（新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする）。

新株予約権者が死亡した場合、上記に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。

その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記(注)4及び下記(注)6の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社の取締役会で定める。

6. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画の承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の目的である株式の内容として当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

上記のほか、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めにより新株予約権の権利行使ができなくなった場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日	-	119,331,184	-	3,931	-	7,409

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社イリュウ商事	東京都世田谷区経堂 4 - 5 - 10	43,776	37.45
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町 2 - 11 - 3	6,391	5.47
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	4,634	3.96
ジェーピー モルガン チェー ス バンク 3 8 5 6 3 2 (常 任代理人 (株)みずほ銀行決済営 業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南 2 - 15 - 1)	3,344	2.86
多田 直樹	東京都世田谷区	3,112	2.66
ビービーエイチ フォー ファイ デリティ ロー プライスド ス tock ファンド(プリンシパ ル オール セクター サブ ポートフォリオ)(常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内 2 - 7 - 1)	2,974	2.54
多田 高志	東京都世田谷区	2,200	1.88
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	1,544	1.32
ステート ストリート バン ク アンド トラスト カンパ ニー 5 0 5 1 0 3 (常任代理 人 (株)みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南 2 - 15 - 1)	1,533	1.31
ステート ストリート バン ク ウェスト クライアント トリーティー 5 0 5 2 3 4 (常任代理人 (株)みずほ銀行決 済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南 2 - 15 - 1)	1,113	0.95
計	-	70,623	60.41

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)

6,391千株

株式会社日本カストディ銀行(信託口)

4,634千株

株式会社日本カストディ銀行(信託口5)

1,544千株

2. 上記のほか、自己株式が 2,431千株あります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,431,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 116,885,700	1,168,857	
単元未満株式	普通株式 14,284		
発行済株式総数	119,331,184		
総株主の議決権		1,168,857	

(注) 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	2,431,200		2,431,200	2.04
計		2,431,200		2,431,200	2.04

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	80,699	88,028
売掛金	14,810	13,692
商品	68,843	70,330
原材料及び貯蔵品	80	125
その他	16,773	16,145
貸倒引当金	20	10
流動資産合計	181,187	188,312
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	39,637	41,537
その他(純額)	18,555	19,728
有形固定資産合計	58,193	61,265
無形固定資産		
のれん	30	23
その他	5,099	5,118
無形固定資産合計	5,130	5,142
投資その他の資産		
敷金及び保証金	23,483	24,369
その他	16,287	15,667
貸倒引当金	5	4
投資その他の資産合計	39,765	40,032
固定資産合計	103,089	106,440
資産合計	284,276	294,753

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	64,694	64,328
未払法人税等	6,677	6,744
役員賞与引当金	37	14
ポイント引当金	3,588	3,813
その他	15,419	16,365
流動負債合計	90,417	91,266
固定負債		
退職給付に係る負債	1,357	1,419
資産除去債務	3,580	3,696
その他	2,099	2,016
固定負債合計	7,036	7,132
負債合計	97,454	98,399
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,931	3,931
資本剰余金	7,414	7,414
利益剰余金	182,744	192,248
自己株式	3,977	3,977
株主資本合計	190,112	199,616
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	31	39
土地再評価差額金	3,260	3,260
退職給付に係る調整累計額	127	113
その他の包括利益累計額合計	3,356	3,333
新株予約権	65	70
純資産合計	186,822	196,354
負債純資産合計	284,276	294,753

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
売上高	316,821	316,459
売上原価	238,010	237,710
売上総利益	78,811	78,749
販売費及び一般管理費	1 59,004	1 59,077
営業利益	19,807	19,671
営業外収益		
受取利息	65	63
受取配当金	4	3
固定資産受贈益	82	226
その他	130	148
営業外収益合計	282	441
営業外費用		
支払利息	4	3
その他	0	0
営業外費用合計	5	3
経常利益	20,085	20,110
特別利益		
固定資産売却益	17	119
受取保険金	-	35
受取補償金	-	9
違約金収入	0	5
受取和解金	40	-
その他	0	-
特別利益合計	58	169
特別損失		
減損損失	52	19
固定資産除却損	66	9
災害による損失	24	27
新型コロナウイルス関連損失	-	2 581
賃貸借契約解約損	52	47
その他	12	27
特別損失合計	207	714
税金等調整前四半期純利益	19,936	19,564
法人税等	6,403	6,086
四半期純利益	13,532	13,478
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	13,532	13,478

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
四半期純利益	13,532	13,478
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	58	8
退職給付に係る調整額	8	14
その他の包括利益合計	49	22
四半期包括利益	13,482	13,501
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	13,482	13,501
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	19,936	19,564
減価償却費	4,013	3,957
減損損失	52	19
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	61	61
貸倒引当金の増減額(は減少)	7	10
役員賞与引当金の増減額(は減少)	41	14
ポイント引当金の増減額(は減少)	16	225
受取利息及び受取配当金	69	66
支払利息	4	3
固定資産除却損	66	9
売上債権の増減額(は増加)	4,758	1,117
たな卸資産の増減額(は増加)	1,638	1,531
未収入金の増減額(は増加)	645	866
仕入債務の増減額(は減少)	8,066	365
未払消費税等の増減額(は減少)	514	767
その他	1,255	225
小計	27,689	24,408
利息及び配当金の受取額	4	3
利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	5,750	5,586
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,943	18,825
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,239	6,702
無形固定資産の取得による支出	347	301
貸付けによる支出	80	374
敷金及び保証金の差入による支出	448	464
敷金及び保証金の回収による収入	219	215
その他	565	105
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,462	7,522
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	3,856	3,973
自己株式の取得による支出	0	-
ストックオプションの行使による収入	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,856	3,973
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	12,624	7,329
現金及び現金同等物の期首残高	70,239	80,699
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 82,864	1 88,028

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

前連結会計年度の有価証券報告書の追加情報に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
給料手当及び賞与	21,665百万円	22,262百万円
賃借料	12,359百万円	12,685百万円
役員賞与引当金繰入額	41百万円	18百万円
退職給付費用	249百万円	275百万円
ポイント引当金繰入額	16百万円	225百万円
貸倒引当金繰入額	7百万円	-百万円

2. 新型コロナウイルス感染症による損失

政府及び各自治体からの緊急事態宣言や営業自粛要請を受けたこと等による、新型コロナウイルス感染症拡大防止取組みのなかで当社グループにおいて発生した店舗の臨時休業等の損失額を特別損失に計上しております。その内訳は次の通りであります。

店舗に係る固定費(賃料)	432百万円
従業員給与及び手当(特別支援金)	126百万円
感染防止対策費用	22百万円
計	581百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金勘定	82,864百万円	88,028百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-百万円
現金及び現金同等物	82,864百万円	88,028百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月22日 定時株主総会	普通株式	3,857	33	2019年3月31日	2019年6月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の
末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年11月8日 取締役会	普通株式	3,974	34	2019年9月30日	2019年12月9日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月20日 定時株主総会	普通株式	3,974	34	2020年3月31日	2020年6月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の
末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年11月11日 取締役会	普通株式	4,091	35	2020年9月30日	2020年12月14日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	ドラッグストア 事業	ディスカウント ストア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	201,051	115,770	316,821	-	316,821
セグメント間の内部売上高 又は振替高	20,401	8	20,409	20,409	-
計	221,452	115,778	337,231	20,409	316,821
セグメント利益	15,219	4,586	19,806	1	19,807

(注) 1. セグメント利益の調整額は、全額セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	ドラッグストア 事業	ディスカウント ストア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	188,929	127,530	316,459	-	316,459
セグメント間の内部売上高 又は振替高	21,317	8	21,326	21,326	-
計	210,246	127,538	337,785	21,326	316,459
セグメント利益	13,546	6,135	19,681	10	19,671

(注) 1. セグメント利益の調整額は、全額セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	115円76銭	115円30銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	13,532	13,478
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	13,532	13,478
普通株式の期中平均株式数(株)	116,900,014	116,899,971
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	115円76銭	115円29銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	820	11,033
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(1) 2020年11月11日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・4,091百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・35円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・2020年12月14日

(注) 2020年9月30日現在の株主名簿に記載された株主に対し、支払いを行います。

(2) 子会社に対する公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社子会社であるダイレックス株式会社は、公正取引委員会より2014年6月5日付で、独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用)に該当し、同法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令(納付すべき課徴金の額12億74百万円)を受けました。

ダイレックス株式会社は、両命令について、公正取引委員会に対し、独占禁止法第49条第6項及び同法第50条第4項の規定に基づき審判を請求し手続きを進めておりましたが、同審判は、2018年6月13日に審判手続きを終結し、2020年3月25日の審決にて平成26年6月5日付課徴金納付命令(納付すべき課徴金の額12億74百万円)のうち、11億9221万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決が下され、2020年3月27日付で取り消された金額8,195万円に加算金を付加した額の還付を受けております。

ダイレックス株式会社は、本審決を受け、2020年4月2日付で、排除措置命令及び課徴金納付命令の一部のみを取り消した本審決を取り消すことを求め、公正取引委員会を被告として東京高等裁判所に訴えを提起いたしました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月13日

株式会社サンドラッグ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 正 貴 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 庸 介 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンドラッグの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンドラッグ及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認

められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。